

令和 4 年度鳥取県原子力防災訓練実施結果の概要

令和 5 年 5 月 1 2 日

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を島根県、米子市、境港市等と合同で実施しました。訓練実施・検証により得られた成果は、地域防災計画、広域住民避難計画等に反映し、更なる計画の実効性向上を図っていきます。

1 概要等

(1) 実施日

1 1 月 7 日（月）図上訓練、1 2 日（土）実動訓練

(2) 場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、琴浦町東伯総合公園、避難先施設（鳥取市・北栄町）、西部総合事務所、原子力環境センター、中国電力株式会社島根原子力発電所 等

(3) 参加機関、参加者数

1 9 機関、約 5 0 0 人（住民約 8 0 人、バス 5 台、自家用車 9 台）

鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、琴浦町、鳥取市、北栄町、鳥取地方気象台、自衛隊鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第 8 普通科連隊、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、境海上保安部、国土交通省倉吉河川国道事務所、中国電力株式会社、（一社）鳥取県診療放射線技師会、（一社）鳥取県薬剤師会、鳥取大学医学部附属病院、障がい者支援施設 光洋の里

(4) 主要訓練項目

- ①災害対策本部の対応検証
- ②避難行動要支援者の避難手順の検証
- ③避難円滑化に係る手段の検証

(5) 訓練想定

鳥取県東部を震源とした地震が発生し、その後島根原発 2 号機において、送電線事故により外部電源が喪失するものの、非常用ディーゼル発電機が起動し、非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施。

非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至る（その後、放射性物質の放出）。

鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避・避難（一時移転）等の防護措置を実施。

(6) その他

2 県 6 市による合同訓練は平成 2 3 年度から実施し、今回で 1 2 回目。

2 訓練の主な成果等

【実動訓練】

(1) 住民参加による自家用車・バスによる避難訓練（2 年ぶりの住民参加）

- ・令和 2 年度以来、2 年ぶりの住民参加による訓練を実施し、住民への意識啓発が図れた。
- ・初めて自家用車で避難先施設まで走行する訓練を実施し、避難元住民が避難経路や避難先地域の状況を把握するとともに、避難先施設関係者等の理解促進が図れた。

（境港市→鳥取市：中ノ郷小学校、米子市→北栄町：大栄体育館）

(2) 避難行動要支援者の避難手順の確認

- ・初めて中国電力が配備したストレッチャー車両を使用した避難訓練を実施し、県、市及び中国電力で要支援者避難に係るストレッチャー車両の運行手順の確認や車両への避難者の乗車手順の習熟等を図れた。

(3) 道路監視カメラの運用手順等の確認

- ・避難訓練に合わせて道路監視カメラシステム、信号機遠隔制御装置、道路標示板を運用し、避難の円滑化に資する資機材機器の運用等の習熟を図れた。

(4) 避難車両の迂回

- ・訓練中（避難中）に山陰道で事故発生に伴う通行止めが発生し、情報を入力した誘導車の措置により迂回し、避難することができた。

(5) 故障車両等の排除

- ・避難バスを誘導する車両にトラブルが発生したが、排除し避難を行うことができた。故障車両や事故車両の速やかな排除や事故処理等の対応について、県警、県土整備部、関係団体等と検討し、対応に係る手順の確認や体制を構築する。

【図上訓練】

(1) 避難円滑化に係る手順の検証

- ・避難円滑化のために整備した道路監視カメラや道路情報板等の運用手順の確認や、事態の進展に応じた原子力防災アプリやホームページ等による情報伝達の習熟が図れた。

3 訓練内容

訓練項目	内容
①本部等運営訓練 (初動対応訓練)	□災害対策本部会議の運営、TV会議等の実施、現地災害対策本部の運営を通じて、連携要領及び初動対応要領を確認
②緊急時モニタリング訓練	□緊急時モニタリング計画に基づく監視・測定・報告等の活動手順の確認 □情報共有システムによる情報伝達手順の確認、機器取扱い習熟度の維持向上 □機動モニタリング、放射線測定機器取扱い習熟度の維持向上
③広報・情報伝達訓練	□緊急速報（エリア）メール・あんしんトリピーメール・原子力防災アプリによる情報伝達、報道機関との連絡調整、道路情報表示板を活用した情報伝達の検証
④住民避難訓練 (米子市河崎公民館区、境港市余子・誠道・中浜。避難行動要支援者を含む)	□バスによる避難手順の検証 □住民の自家用車による避難手順や避難経路、避難先の確認 □福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認 □信号機遠隔制御による避難円滑化や、道路監視カメラによる避難状況の把握
⑤避難退域時検査等訓練	□避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認、展開手順の習熟 □車両用ゲートモニタ等各種資機材操作方法の習熟、汚染検査手順及び大型車両除染システムの確認、新たに拭き取りによる簡易除染手順の検証 □検査会場の人員体制の検証、各種資機材の円滑かつ効率的な運用を行うための検査会場レイアウトの検証
⑥避難支援ポイント設置・運営訓練	□避難支援ポイントの設置及び運営の手順の確認 □避難退域時検査会場や災害対策本部との連携及び情報収集・伝達の手順の確認 □避難住民への情報提供
⑦避難行動要支援者避難訓練	□避難対象施設における避難計画の確認及び実効性の検証 □避難元施設、行政機関等との連携確認 □放射線防護施設の動作確認
⑧原子力災害医療活動訓練（鳥取大学医学部附属病院）	□院内防護区画の設定、線量確認と除染、その後の治療に至る一連の対応手順の確認 □医療救護活動の後方支援の実効性の検証
⑨原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤の配布）	□緊急配布指示の伝達訓練 □車両検査における安定ヨウ素剤緊急配布手順確認、検証
⑩避難誘導、交通規制等訓練	□災害警戒本部等設置運営訓練 □県警による避難誘導、広報・情報伝達、信号機の遠隔制御動作確認、交通検問所の設置、渋滞解消のための誘導等



避難退域時検査(車両検査)訓練



中電ストレッチャー車両による避難訓練



道路監視カメラシステムによる避難車両の確認

令和 4 年度島根県における原子力防災に関する取組結果の概要

1. 島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

(1) 概要

令和 4 年 7 月 6 日、島根県、鳥取県及び中国電力株式会社の 3 者において、島根原子力発電所に係る原子力防災対策の相互連携・協力を図ることを目的に協定締結

(2) 中国電力株式会社の協力項目

①避難退域時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項	②緊急時モニタリング
③避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）	④放射線防護対策施設への物資供給
⑤避難所運営支援（物資輸送を含む）	⑥オフサイトセンターへの電源供給
⑦放射線防護資機材の供給支援	⑧住民相談窓口等の設置
⑨その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い中国電力株式会社が協力することとされた事項	

2. 福祉車両の追加的確保

(1) 概要

県内社会福祉施設、中国地方のタクシー会社の保有車両で必要車両数が確保されている中、令和 3 年度に島根県知事から中国電力株式会社へ福祉車両の追加的確保を要請、令和 4 年 5 月以降県内 4 市等へ順次配備

(2) 配備状況（令和 5 年 3 月末時点）

	島根県内	鳥取県内
配備計画	47 台	5 台
配備済	46 台	5 台
配備予定	1 台※	—

※令和 5 年 4 月 14 日に配備済み



松江市提供写真（島根県で一部加工）

3. 地区別避難計画パンフレット

県及び県内 4 市において、事前広報として各地区の避難先（避難経由所・避難所）・避難ルートを地図上に示すパンフレットを作成、配布

令和4年度 鳥取県における原子力防災に関する取組 結果の概要



令和5年5月12日

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

鳥取県原子力防災支援基地(鳥取基地)の整備

- 避難退域時検査会場開設に係る資機材の一括管理を行うため、原子力防災支援基地を鳥取市内に整備。
- 必要な資機材を標準化した上でコンテナに一括収納し、コンテナごと輸送することで迅速な会場設置が可能。
- 他道府県で原子力災害が発生した場合には、コンテナを迅速に輸送し、資機材の全国相互融通体制に寄与。

【位置】鳥取市松原地内

【建屋面積】693㎡(幅22m×奥行31.5m) (高さ12.5m)

【収容物】

避難退域時検査及び除染用資機材収納コンテナ18基(9基×2会場)
(山陰道・国道9号線沿いの避難退域時検査会場に対応)

【運用開始】令和4年12月23日

【特徴】

- 鳥根原発から100km以上離れ、地震等の複合災害に影響を受けずに原子力災害に係る後方支援ができる地域に設置
- 山陰道吉岡温泉ICに近接し、検査会場まで迅速な輸送が可能
- 国や他県等からの人的・物的支援の集積拠点等としても活用可能



地区別避難計画パンフレットの作成

1 目的

住民の避難計画への理解をより深め、安心感を醸成するとともに、避難計画の実効性向上を図ることを目的として、避難計画で定めた地区ごとに避難経路や避難先等を地図で確認できるパンフレットを作成し、配布。

2 作成

境港市：68地区（自治区単位）、米子市：9地区（公民館区単位）

3 内容

- ・原子力災害時の避難行動フロー
- ・各地区ごとの避難経路、避難退域時検査会場及び避難所周辺地図 など



原子力防災協力協定等の締結

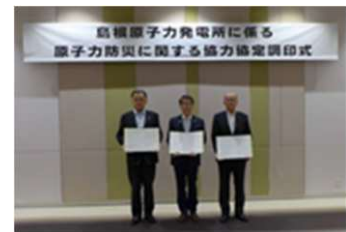
鳥取県、島根県及び中国電力株式会社の間で、避難計画の実効性をより向上させるため、島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定等を締結。

1 締結した協定の名称

- ・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定
- ・島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

2 協定締結日 令和4年7月6日(水)

3 協定の概要



名称	島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定	島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定
目的	島根原発の原子力防災対策について、島根県、鳥取県及び中国電力が相互に連携、協力を図ること	左記協定を根拠とし、鳥取県が実施する原子力防災対策に係る経費のうち国の財源措置が行われのないものについて、中国電力が一定の継続性をもって応分負担すること
締結者	①鳥取県知事 平井 伸治 ②島根県知事 丸山 達也 ③中国電力株式会社代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦	①鳥取県知事 平井 伸治 ②中国電力株式会社代表取締役社長執行役員 瀧本 夏彦
主な内容	中国電力の原子力防災対策に対する責務の明確化等 ・平時の情報共有（要員や資機材等の協力体制） ・緊急時の協力（避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難行動要支援者の避難支援（福祉車両の確保を含む）等） ・財源の協力	財源の協力に係る内容 ・負担の範囲（1.8億円／年を上限） ・鳥取県原子力防災対策基金への積み立て ・県は引き続き国の財源確保に努める ・有効期間は令和4～8年度の5年間（更新可）

広報・普及啓発

講演・研修

■原子力防災講演会

放射線や放射線防護などについて学び、原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、県民を対象とした原子力防災講演会を開催。(主催:鳥取県・米子市・境港市、後援:西部町村)

日時	令和4年7月30日(土) 13:30～15:00	令和4年7月31日(日) 13:30～15:00
会場	国際ファミリープラザ ファミリーホール	境港市民交流センター 中会議室
参加者	県民等 15名	県民等 12名
内容	事故防止と原子力災害対応のしくみ	
講師	福山大学 名誉教授 占部 逸正氏(鳥取県原子力安全顧問)	

■放射線研修会

住民からの放射線に関する健康影響等に係る問い合わせや相談対応等を行う可能性のある市町や県の職員等を対象として、放射線の基礎知識や原子力災害時の対応などについて理解を深め、適切な対応ができるよう研修会(講演会)を開催(主催:鳥取県、共催:西部中部市町)

日時	令和4年 8月 1日(月) 13:30～15:10	令和4年 8月 8日(月) 13:30～15:00
会場	新日本海新聞社 中部本社ホール	鳥取県東部庁舎 講堂
参加者	県民、消防署員、市町・県職員等 8名	25名
内容	放射線の人体への影響～放射線から身を守るための基礎知識	
講師	東京工業大学 教授 松本 義久氏	

冊子等

■原子力防災ハンドブック

- 原子力災害時の対応や放射線の基本的な知識の普及啓発のための広報紙として、UPZ内の他、避難先となる県内市町村の住民向けにも配布。
- 令和2年度より県在住の外国人の方向けに多言語版(英語、ロシア語、ベトナム語、韓国語、中国語)を作成。



■とっどりの原子力防災2022

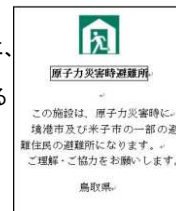
- 本県の原子力防災対策、安全対策等について、県の取り組みの透明性の確保や原子力に関する住民のみなさんの正しい理解と安心・安全の確保に繋がることを目的として作成。
- 県HPでも公開。



避難先理解

■避難所周知システム

- 広域避難受入れ先の原子力災害時避難所内に、「原子力災害時避難所」である旨を標識した物品を施設利用者や地域住民の方の目に触れるところに設置することで、当該施設が原子力災害時の避難施設になることを周知。



■避難先及び避難経路確認訓練

- 避難元住民に避難経路・避難退域時検査会場・避難先施設等を実際に確認していただき、避難計画に対する理解の促進及び住民不安の軽減に繋げるとともに、避難受入れ先の市町及び施設管理者、自治会等の関係者との認識の共有、理解促進を図った。



9月25日(日) 米子市富益地区住民10人 → 鳥取市へ 4
11月27日(日) 境港市余子地区住民15人 → 湯梨浜町へ